

固定資産税評価めぐり最高裁判決(平成15年以降) No.1

(不動産鑑定士 小川 隆文)

①	②	③
判決年月日 事件番号 掲載誌	事件内容 参照条文	判決要旨
平成15年6月26日第一小法廷判決 平成10年(行ヒ)第41号 判例タイムズ1127号276頁	固定資産課税審査却下決定取消請求事件 地方税法341条5号ほか	土地課税台帳等に登録された価格が賦課期日における当該土地の客観的な交換価値を上回れば、当該価格の決定は違法となる
平成18年7月7日第二小法廷判決 最高裁平成15年(行ヒ)第30号 判例タイムズ1224号217頁	固定資産評価審査決定取消請求事件 地方税法341条5号(平成11法15号改正前)・349条1項	適正な時価は土地の取引価格、すなわち客観的な交換価値である」とし、収益還元価格説を採用した東京高裁判決(平成14年10月19日、判例タイムズ1109号272頁)を破棄した。
平成25年7月12日第二小法廷判決 最高裁平成24年10月19日(行ヒ)第79号 判例タイムズ1394号124頁	固定資産評価審査決定取消等請求事件 (東京都府中市車返し団地)地方税法341条5号・349条1項・388条1項・403条1項	(固定資産)評価基準の定める評価方法が適正な時価を算出する方法として一般的な妥当性を有する」とされ、「評価基準の定める評価方法が適正な時価を定める方法として一般的な合理性を有するものであるか、その評価方法によっては適正な時価を適切に算定することができない特別の事情があるか等についての審理判断が必要である」とされ、違法性の判断は、性質上幅がある鑑定評価結果によるのではなく、評価基準の合理性や算定することができない特別の事情についての立証や審理判断が必要であることが示された。